・広域情報掲示板・

ぐるぐる庄内

Guruguru Shonai

遊佐町 泊まってもらおう！ゆざの特産品

遊佐町の登録宿泊施設に泊まると、地酒や野菜、遊佐カレーなど2,500円相当の特産品が受け取れます（数に限りあり）。

日12月１日㈫～来年３月14日㈰　問遊佐町企画課☎0234 - 72 - 5886

酒田市 クリスマスをイメージした色とりどりの灯り ウェルカム・松山・イルミネーション

日12月11日㈮～25日㈮午後４時30分～９時　場松山保育園　問酒田市松山総合支所地域振興係☎0234 - 62 - 2611　他11日午後４時30分に点灯式、19日㈯午後３時からクリスマスマーケットあり。駐車場は松嶺コミュニティセンター



庄内町 本の森クリスマスコンサート by庄内ひびき合唱団アルエット

日12月13日㈰午後３時　内町内の子供たちによるクリスマスソング等の合唱　場・問庄内町立図書館☎0234 - 43 - 3039

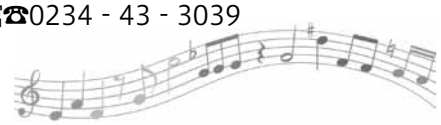

声 voice

市への意見や質問、広報を読んでの感想などをお寄せください。

◎送り先
本所総務課☎35 - 1117

Q カスタマーハラスメントとは何ですか？

10月１日から、全ての事業所でカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）の対策が義務化されたと聞きました。どのような行為が該当するのでしょうか。

A 社会通念上の許容範囲を超える行為などです

サービスや施設の利用者等からの言動の内、商品やサービス等に対する正当な苦情や申入れはカスハラに当たりません。

しかし、過剰な要求や言い掛かりなど内容が妥当でないものや、要求を実現するための手段が社会通念上の許容範囲を超え、対応する従業員等の就業環境が害される場合はカスハラに当たります。

◆社会通念上の許容範囲を超えるもの

①言動の内容
○理由がない要求　○商品やサービスと全く関係がない要求　○対応が著しく困難または対応が不可能な要求

②手段や状況
○身体的な攻撃（暴行、傷害等）○精神的な攻撃（脅迫、中傷、暴言等）　○威圧的な言動や要求（大声・反社会的な言動）　○継続的・しつような言動（同じ質問や文書・メールの送付を繰り返す等）　○拘束的な行動（居座り、監禁等）

◆鶴岡市役所でもカスハラ行為に毅然と対応していきます

市民の皆さんからの意見や要望は、より良い市政実現のために大切です。一方で電話や窓口でカスハラ行為が発生すると、対応に人員が割かれ、職員の心身に負担が掛かります。職員を守り公平公正な市民サービスを提供するために、市では毅然と対応していきます。

◆誰もが安心して働ける鶴岡市へ

安心して働ける職場は、「人と仕事」をまちに残す大切な条件です。誰もが対等で感謝と敬意を持ち、温かい気持ちで住み続けられる鶴岡市にしましょう。

〈本所総務課〉